

みんなでつながろう！

ここ

心の

バリアフリー

四国中央市

障がいのある人もない人も
共に安心して暮らせる
愛ある社会を目指す条例

令和3年9月29日 施行



解説

「心のバリアフリー」とは、

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、コミュニケーションをとり、支え合うことです。



是非、条例の本文を
ご一読ご覧ください。

四国中央市議会

検索



この条例の基本的な考え方

- ① 全ての市民が等しく基本的人権をもつ個人として尊重されること。
- ② 障がい児者が社会を構成する一員として社会参加の機会を確保されるとともに、生涯を通じた教育、文化、スポーツ等で活動の場の充実が図られること。
- ③ 地域社会において、災害時等を含め、障がい児者が自分らしく安全かつ安心して生活することができるようすること。
- ④ 障がい児者が生活する地域及び言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段選択の機会拡大が図られること。
- ⑤ 障がいのある人もない人も相互にコミュニケーションを取り、交流の機会を拡充し、連携し、協力して、相互理解の促進に取り組むこと。

まずは、できることから始めませんか？



目の不自由な方は、点字フロックを頼りに歩行しています。このため、点字フロックの上やその周囲に障害物があると大変危険です。**点字フロックの上に立ち止まらない、自転車や看板、荷物などを置かない**ようにしましょう。



車いすを使っている方は、高い所のものを取ることや、段差、狭い道、坂など苦手なことがあります。例えば商店の場合、車いすでも入りやすいように段差をなくす。お客様同士でも高い所のものを取る手助けをするなど、**合理的配慮が必要なケース**があります。



「合理的配慮」とは。

障がい児者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更、または調整を行うことを言います。
(負担が過重になるものを除く。)



ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲るなどの**配慮をお願いします**。また、障がいの内容によって必要な支援が違います。**困っているようであれば声をかけ、どんな手助けを必要としているか、当事者に確認してみてください。**



障がい児者及び、その家族に対して、差別をしてはいけません。差別とは、障がいを理由として、障がい児者でない者と比べて不当に取り扱う、もしくは取り扱おうとすること。そして**合理的配慮をしないこと**、または障がい児者の権利を侵害することを言います。



差別をなくし、障がいがある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会をみんなでつくっていきましょう！

【問い合わせ先】

四国中央市 福祉部生活福祉課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL: 0896-28-6023 FAX: 0896-28-6172
MAIL: seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見からは分からず人も含め、周囲の人間に配慮を必要としていることを知ってもらうためのマークです。

障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障がいのある全ての人のためのマークです。

障がいのある人に関係するマーク



この他にもいろんなマークがあります。
どんなマークにどんな意味があるのか見てみませんか！

